# 個人情報保護法について -制定の背景を中心に-

2007年8月23日 大阪学院大学 笠原正雄

## 個人情報保護法小史

- 1973年 スウェーデン,「データ法」制定
- 1974年 米国,「プライバシィ法」制定
- 1980年 9月23日, OECD(経済協力開発機構), 「プライバシィ保護と個人データの 国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」(OEDCガイドライン) を採択
- 1988年 日本,「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に 関する法律,公布\*
- 1995年 EU,「データ保護指令」発令
- 2003年 日本,「個人情報保護法」制定
- 2005年 日本,「個人情報保護法」完全施行 日本,「個人情報保護に関する法律」制定
- \* 当時の通産省, 郵政省が民間部門向けのガイドラインを作成。民間の自主規制。

参考: 1951年 日本,「住民登録法制定」

1967年 日本、「住民基本台帳法制定」※1987年以降改正を重ねている。

註:OECD:ヨーロッパ各国が中心。日、米を合わせた先進30ヶ国が加盟。

#### OECD8原則(1)

OECDによる「プライバシー保護と個人データの流通についてのガイドライン」に盛り込まれている8つの基本原則

(1) 目的明確化の原則

(5) 安全保護の原則

(2) 利用制限の原則

(6) 公開の原則

(3) 収集制限の原則

(7) 個人参加の原則

(4) データ内容の原則

(8) 責任の原則

#### OECD8原則(2)

- 目的明確化の原則 個人情報収集の際に収集目的を明確にし、情報利用は収集目的に 合致すること。
- 利用制限の原則 情報主体の同意がある場合や法律の規定による場合を除いて、収 集した情報を目的以外に利用してはならないこと。
- 収集制限の原則 個人情報は、適法・公正な手段により、かつ情報主体に通知または 同意を得て収集されること。
- データ内容の原則 個人情報は、その利用目的に沿ったもので、かつ、正確・完全・最新であること。

#### OECD8原則(3)

- 安全保護の原則 個人情報は、合理的な安全保護措置により、紛失・破壊・使用・修 正・開示等から保護すること。
- 公開の原則 情報収集の実施方針等を公開し、情報の存在、利用目的、管理者等を明示すること。
- 個人参加の原則 自己に関する情報の所在および内容を確認させ、または異議申立 てを保護すること。
- 責任の原則 情報管理者は、上記の諸原則実施の責任を有する。

## EU指令について

• 1995年10月 「個人データ処理に係る個人情報の保護及び当該データ の自由な移動に関する欧州議会及び理事会の指令」 (EU指令)が採択



EU加盟国に対し指令に適合するよう法制化を求めるとともに、加盟国以外への個人データの移動は、その第三国が十分なレベルの保護装置をとっている場合に限定

日本や米国を含めた国の対応が必要となった。

## 個人に関する情報の分類

●個人情報

例:名刺

•個人データ

例: データベース化された名刺

•個人保有データ

例:上記データを6ヶ月を越えて継続利用する。

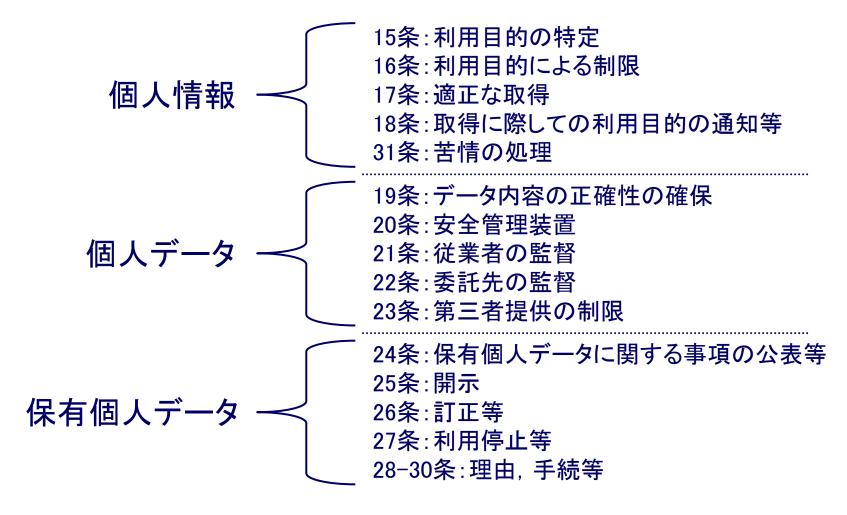
岡村久道・鈴木正朝: "個人情報保護", 日本経済新聞社, 2005年 p.14 より

## 個人情報取扱事業者

従業者と家族の情報,関連事業者の情報, データベース化されている名刺情報等を合わせて 5000人を越える個人データを有する民間事業者, ほとんどの私立病院,私立学校, NPOなども個人情報取扱事業者となる。

岡村久道・鈴木正朝: "個人情報保護", 日本経済新聞社, 2005年 p.14 より

## 個人情報取扱事業者の義務



岡村久道·鈴木正朝:"個人情報保護", 日本経済新聞社, 2005年 p.51 より

## 個人情報保護法の目的

・個人情報取扱業者の遵守すべき義務等を 定めることにより、個人情報の有用性に配 慮しつつ、個人の権利利益を保護すること を目的としている。(第1条)

単に個人情報に関する個人の権利・利益を保護することだけではない。一方で「個人情報の有用性に配慮」することも目的にしている。

(個人情報保護士試験公式テストより)

## むすびにかえて

「個人情報保護」の問題についてその背景を中心に説明した。米国の「プライバシィ保護」、ヨーロッパの「個人情報保護」の取り組みは非常に古く、それなりに歴史がつくられていた。我が国には十分な受入れ態勢がなかったわけであり、このため"過剰反応"等も社会問題化している。このような状況を乗り越える努力が私達に求められている。